

第百一回 参議院 地方行政委員会 會議録 第九号

昭和五十九年四月二十六日(木曜日)

午後一時開会

出席者は左のとおり。

委員長 大河原太一郎君  
理事 岩上 二郎君  
真鍋 賢二君  
志吉 裕君  
三治 重信君

委員 井上 孝君  
加藤 武徳君  
上條 勝久君  
古賀雷四郎君  
出口 廣光君  
松浦 功君  
吉川 芳男君  
秋山 長造君  
小山 一平君  
佐藤 三吾君  
原田 立君  
神谷信之助君

國務大臣 自治大臣 田川 誠一君

政府委員

警察庁長官官房長 太田 壽郎君  
自治大臣官房長 矢野浩一郎君  
自治大臣官房審議官 津田 正君  
自治省財政局長 石原 信雄君  
事務局側 常任委員会専門員 高池 忠和君

本日の會議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査 (昭和五十九年度の地方財政計画に関する件)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(大河原太一郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

昭和五十九年度の地方財政計画について政府から説明を聴取いたします。田川自治大臣。

○國務大臣(田川誠一君) 昭和五十九年度の地方財政計画の概要について御説明を申し上げます。

現下の地方財政は、巨額の借入金を抱え、これ以上の借入金依存は地方財政の基盤を揺るがせかねない状況にあり、今後の地方行政改革の積極的推進と財政体質の抜本的改善が喫緊の課題となっております。このため、交付税特別会計における新たな借入れは原則として行わず、当分の間、法律の定めるところによりまして地方交付税総額について必要な特別措置を講ずることといたします。とにも、既往の借入金につきまして、

国、地方の負担区分に応じ、分割整理するなど地方財政対策の見直しを行うことといたしました。また、昭和五十九年度の地方財政につきましては、引き続き大幅な収支不均衡にあることにかんがみ、おおむね同一の基調に立ちまして、歳出面におきましては、経常経費、投資的経費を通じてその抑制を徹底して行い、歳入面におきましては、地方税制の改正、受益者負担の適正化等によ

り所要の地方財源を確保し、地方債依存度の引き下げを行うなど、経費支出の効率化と限られた財源の重点的配分に徹し、節度ある財政運営を行うことを基本としております。

昭和五十九年度の地方財政計画は、このような考え方を基本として策定いたしておりますが、以下その策定方針について御説明申し上げます。

第一に、最近における地方税負担の現状及び厳しい地方財政の実情にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人住民税につきまして基礎控除等の所得控除の額の引き上げ、市町村民税所得割の税率及びその適用区分の調整、低所得者層に係る非課税限度額の引き上げ等の措置を講ずるとともに、法人住民税均等割の税率の引き上げ、自動車税及び軽自動車税の税率の調整並びに固定資産税等に係る課税標準の特例措置等の整理合理化等を行うこととしております。

第二に、地方財政の運営に支障が生ずることのないようにするため、昭和五十九年度の地方財源不足見込み額については、地方交付税の増額と建設地方債の増発により完全に補てんすることとしております。

第三に、抑制的基調のもとにおいても、地域経済の振興や雇用の安定を図りつづ、その特性を生かした地域社会の形成を進めるとともに、住民生活に直結した社会資本の整備を図るための諸施策を実施することとしております。このため、福祉施策及び教育、文化振興対策等の推進を図るための財源を充実いたしますとともに、投資的経費につきましても、個性的で魅力ある町づくり、地域づくりを積極的に推進するため新たに「まちづくり特別対策事業」を創設する等所要額を確保することとし、また、過疎地域に対する財政措置を引き続き講ずることとしております。

第四に、地方行政運営の合理化と財政秩序の

確立を図るため、定員管理の合理化、一般行政経費の抑制及び国庫補助負担基準の改善を図るほか、年度途中における事情の変化に弾力的に対応できるよう必要な措置を講ずることとしております。

以上の方針のもとに昭和五十九年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は四十八兆二千八百九十二億円となり、前年度に対し八千三十二億円、一・七％の増加となっております。

以上が昭和五十九年度の地方財政計画の概要でございます。

○委員長(大河原太一郎君) 次に補足説明を聴取いたします。石原財政局長。

○政府委員(石原信雄君) 昭和五十九年度の地方財政計画につきましては、ただいま自治大臣から御説明いたしましたとおりでありまして、なお、若干の点につきまして補足して御説明いたします。

明年度の地方財政計画の規模は、四十八兆二千八百九十二億円で、前年度に比較いたしました八千三十二億円、一・七％の増加となっております。

次に、歳入について御説明いたします。

まず、地方税の収入見込み額であります。道府県税八兆九千二百億円、市町村税十一兆四千三百九十四億円、合わせて二十兆三千五百九十四億円です。

前年度に比しまして道府県税は五千七百九億円、六・八％、市町村税は七千九百九十六億円、六・七％のそれぞれ増加となっております。

なお、個人住民税、法人住民税均等割、自動車税及び軽自動車税等の税制改正により初年度においては三百五十六億円の減収と見込んでおります。

また、地方譲与税の収入見込み額は、四千六百四十八億円となっております。

次に、地方交付税につきましては、昭和五十九年度の国税三税の三分八厘七角四分四厘に、特別措置分一千七百六十億円及び返還金一億円を加算した額から、同特別会計借入金等利子について同特別会計で負担することとした額三千六百三十八億円を控除した額八兆五千二百二十七億円といたしました結果、前年度に對して三千四百五十八億円、三・九％の減少となっております。

国庫支出金につきましては、総額十兆三千二百一十一億円で、前年度に對して八百五十一億円、〇・八％の減少となっております。これは生活保護費、国庫負担金及び義務教育費国庫負担金などが増加した反面、公共事業費補助負担金などが前年度より減少したことなどによるものであります。

次に、地方債でございますが、普通会計分の地方債発行予定額は、四兆七千六百二億円で、前年度に對して二千四百九億円の減少となっております。この減少することとなりました要因は、地方財源の不足に対処するための建設地方債の発行を極力抑制することとしたことなどによるものであります。

なお、地方債計画全体の規模は七兆二千億円で、前年度に對して三千三百一十一億円、四・四％の減少となっております。建設地方債の増発分を除いて比較いたしましたとしても、前年度に對して二千百十六億円、三・四％の減少となっております。

以上のほか、使用料及び手数料並びに雑収入につきましても、税外収入の確保に配慮し、最近における実績及びその適正化等を勘案して計上いたしております。

その結果、歳入構成におきましては、地方税が前年度の四〇・二％に對し、二・〇ポイント増の四二・二％となり、これに地方交付税及び地方譲与税を加えた一般財源は前年度の五九・九％に對し、〇・九ポイント増の六〇・八％となり、反面、地方債は前年度の一〇・五％から九・九％へとそのウェイトが低下しており、財政構造がやや

健全化されたものと考えております。

次に、歳出について御説明いたします。まず、給与関係経費についてであります。総額は十四兆一千五百九十二億円で、前年度に對して四千九百七十八億円、三・六％の増加となっております。これに関連いたしました、職員数につきましては、教育、警察、消防関係の職員について最低限の増員を見込むと同時に、それ以外の一般職員については、所要の職員を確保する一方で、国家公務員の定員削減の方針に準じ、定員合理化を行うこととし、一般職員全体としては、職員数の純減を図ることとしております。

次に、一般行政経費につきましては、総額十兆一千五百二十億円で、前年度に對して一千四百三十三億円、一・四％の増となっております。このうち「国庫補助負担金等を伴うもの」は四兆七千四百十六億円で、前年度に對して六百六十八億円、一・四％の増となっております。これは、生活保護費、老人医療給付費などが増加することなどによるものであります。

「国庫補助負担金を伴わないもの」は五兆四千四百四億円で、前年度に對して七百六十五億円、一・四％の増加となっております。この中では、社会福祉関係経費を充実するほか、高等学校以下の私立学校に対する助成経費として二千二百九十六億円の増となっております。災害等年度途中における追加財政需要に對する財源として四千億円等を計上いたしております。

なお、内部管理的な一般行政経費は、極力抑制することといたしております。公債費は、総額五兆一千六百三十四億円で、前年度に對して四千六十億円、八・五％の増加となっております。

次に、維持補修費につきましては、前年度に對して百二十六億円、二・〇％増の六千四百四億円を計上いたしております。投資的経費は、総額十六兆三千八百六十五億円で、前年度に對して五千三百四十一億円、三・二％の減少となっております。このうち、直轄、補助

事業につきましては、災害復旧事業費の減を初め公共事業費の抑制の結果、三・〇％の減少となっております。

一方、地方単独事業につきましては、前年度に對して二千八百億円、三・三％の減少となっておりますが、個性的で魅力ある町づくり、地域づくりを積極的に推進するため、新たに「まちづくり特別対策事業費」として三千億円を計上することとしております。

また、公営企業繰出金につきましては、交通、上・下水道、病院等国民生活に不可欠なサービスを供給している事業について総額一兆一千二百七十七億円を計上いたしております。

以上のほか、地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費については、税収入の状況等を勘案して所要額を計上いたしております。

その結果、歳出構成におきましては、投資的経費は三三・九％で、前年度に對して一・七ポイント、一般行政経費は二一・〇％で、前年度に對して一ポイントそれぞれ低下している反面、給与関係経費は二九・三％で、前年度に對し、〇・五ポイント、公債費は一〇・七％で、前年度に對し〇・七ポイントそれぞれ上昇しております。

以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(大河原太一郎君) 以上で説明の聴取を終わります。

○委員長(大河原太一郎君) 次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案を便宜一括して議題といたします。

○国務大臣(田川誠一君) ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案及び地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

まず、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。地方財政の現状にかんがみ、当分の間、地方交付税の総額について、法律の定めるところにより、その安定的な確保に資するため必要な特別措置を講ずることを法定し、昭和五十九年度分の地方交付税の総額について所要の加算を行うとともに、各種の制度改正等に伴い必要となる行政経費の財源を確保するため、地方交付税の単位費用を改正するほか、交付税及び譲与税配付金勘定における借入金の一部を一般会計へ帰属させるとともにその償還方法を変更する必要があるものと

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方交付税法の一部改正に関する事項であります。まず、地方交付税の総額に係る特例についてであります。まず、地方財政の健全化に資するため、昭和五十九年度以降、交付税及び譲与税配付金勘定における新たな借入金措置は原則として行わないこととし、かわって、当分の間、法律の定めるところにより、地方交付税の総額について、その安定的な確保に資するため必要な特別措置を講ずることとしております。

さらに、交付税及び譲与税配付金勘定の借入金のうち国が負担することとされてきた額に相当する借入金については、その償還時に一般会計から臨時地方特例交付金として繰り入れることとしていた制度を廃止し、当該借入金を一般会計へ帰属させるとともに、残った同勘定の借入金については、今後これに係る利子を含めて地方が負担することとし、あわせて当該借入金の償還期間を変更することとしております。

これらの措置に伴い、昭和五十九年度から昭和

七十五年年度までの各年度分の地方交付税の総額は、地方交付税法第六條第二項の額から各年度における交付税及び譲与税配付金勘定の借入金減少額と同勘定における当該各年度分の利子の支払いに充てるため必要な額との合算額を減額した額とすることとしております。

なお、昭和五十九年度分の地方交付税の総額についてであります。借入金償還期間の変更に伴い、その総額は、地方交付税法第六條第二項の額から昭和五十九年度分の利子の支払いに充てるため必要な額三千六百三十八億圓を減額した額に、地方交付税の総額の特例措置額千七百六十億圓を加算した額としております。

また、昭和五十九年度の特例措置として加算される千七百六十億圓のうち三百億圓に相当する額については、昭和六十六年度及び昭和六十七年度の両年度において、当該各年度の地方交付税の総額からそれぞれ百五十億圓ずつ減額することとしております。

次に、昭和五十九年度の普通交付税の算定については、生活保護基準の引き上げ、老人保健制度の実施等福祉施策に要する経費、教職員定数の改善及び私学助成等教育施策に要する経費、公園、清掃施設、市町村道、下水道等住民の生活に直結する公共施設の維持管理に要する経費並びに過密過疎対策、消防救急対策、公害対策等に要する経費の財源を措置し、あわせて投資的経費については地方債振替後の所要経費の財源を措置することとしております。

さらに、昭和五十八年度において発行を許可された財源対策債等の元利償還金を基準財政需要額に算入することとしております。

第二は、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に関する事項であります。

交付税及び譲与税配付金勘定における借入金千一兆五千二百八十八億七千八百萬圓のうち、五兆八千二百七十七億六千三百萬圓に相当する借入金については、これを一般会計へ帰属させるとともに、同勘定における借入金償還期間について、

現行の昭和五十九年度から昭和七十三年度までを昭和六十六年度から昭和七十五年年度までに変更することとし、あわせて所要の規定の整備を図ることとしております。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

次に、地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

地方公共団体の行う国の機関委任事務に係る手数料については、経済情勢等の変化に対応し、費用負担の適切な調整を図るため、その額を実費を勘案して政令で定めるよう規定の合理化を図る必要ががあります。

これが、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案について御説明申し上げます。

大麻取締法外八法律に定める地方公共団体が行う免許、登録等の機関委任事務に係る申請等手数料については、その額を実費を勘案して政令で定めるよう規定の合理化を図ることとしております。

以上が、地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(大河原太一郎君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(大河原太一郎君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方交付税法等の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大河原太一郎君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大河原太一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十二分散会

四月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願(第二〇五五号)

一、地方財政確立に関する請願(第二二六〇号)

一、重度障害者の固定資産税非課税に関する請願(第二一九一号)

一、地方自治の擁護、地方財政の拡充に関する請願(第二二三三号)(第二三三四号)(第二三二五号)

第二〇五五号 昭和五十九年四月九日受理

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅野目正吾

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第八九号と同じである。

第二二一〇号 昭和五十九年四月十日受理

地方財政確立に関する請願

請願者 熊本県鹿本郡植木町清水四九六 小村学

紹介議員 沢田 一精君

財源不足に陥り、これまで交付税特別会計の借入金による地方交付税の増額と建設地方債の発行により補てん対策が講ぜられてきた。しかしながら、昭和五十八年度末において、交付税特別会計の借入金が約一兆五千億圓、地方債残高が約四十五兆七千億圓と巨額の借入金残高を抱えるにいたつたため、昭和五十九年度以降は、交付税特別会計における新たな借入れは原則として行わないこととし、これにかわる財源措置として、当分の間、地方交付税総額についての特例措置で対処するなど、今回、地方財政対策について大きな見直しが行われた。このような地方財政対策の転換は、国家財政の状況が、そのまま地方財政に押し付けられることも予想され、地方財政の危機を更に深刻化させるおそれがある。ついては、地方財政の恒久的安定確立のため、次の事項について実現を図られたい。

一、地方財源不足対策として建設地方債を発行することは避け、財源不足額については、地方税、地方交付税等一般財源により、これを完全に補てんするよう地方財政制度の抜本的改善を図ること。

二、地方交付税は、地方の固有財源であることを明確化するため、国税収納金整理資金に関する法律第六條により、国税三税の法定分を交付税特別会計に直入すること。

三、国における制度改革、歳出の見直し等が、地方公共団体への負担軽減とならないようにすること。

四、地方超過負担を早急に解消するとともに、国庫補助負担制度の改善合理化を更にすすめること。

五、地方債原資に占める政府資金比率を更に高めるとともに、発行条件の改善を図ること。

六、地方税について次の事項の実現を図ること。

1 住民税においても、すべての利子配当所得に対して課税ができるよう措置すること。

2 社会保険診療報酬に対する非課税措置、日

本電信電話公社及び日本専売公社にかかる市町村納付金の特別措置、産業用電気に対する電気税の非課税措置及び事業税における放送、新聞等の関連事業に対する非課税措置など地方税における非課税等の特別措置を見直し、廃止、縮減等を図るとともに、国税における租税特別措置が地方にはね返らないよう所要の措置を講ずること。

3 たばこ専売制度の改革に伴い、地方たばこ消費税は、引き続き地方独立税として存続することとし、譲与税等への転換はしないこと。

第二一九一号 昭和五十九年四月十一日受理  
重慶障害者の固定資産税非課税に関する請願  
請願者 山形県東根市長藤一、一四九 浅野目正吾  
紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第九〇〇号と同じである。

第二二三三号 昭和五十九年四月十一日受理  
地方自治の擁護、地方財政の拡充に関する請願  
請願者 大阪府吹田市片山町二ノ八 竹内町子 外五千九百九十一名  
紹介議員 市川 正一君

政府が交付税率の引上げなど抜本的な地方行政改革を怠ってきた結果、大阪府下の市町村は、深刻な財政危機に直面しており、そのために福祉、教育など住民生活を守る事に困難をきたしている。ところが、政府のすすめる第二次臨時行政調査会の行政改革のもとで、地方財政の削減や国民健康保険の補助金の切下げなどによって住民と自治体に一層の負担と犠牲を押し付けようとしている。そればかりか、自治体職員給与に対する財政制裁や老人医療費の軽減措置に統制を加える自治権の侵害まで行っている。ついでには、自治体への介入・干渉を直ちにやめ、地方自治の擁護、地方財政の拡充を図るため、次の事項について実

現を図りたい。

一、地方自治体の固有事務である給与決定などに對して、起債許可権を濫用した財政制裁や老人医療の自治体独自措置への介入・干渉を直ちに中止すること。

二、国民健康保険や児童扶養手当の国庫負担の切下げ、学校給食などの助成金削減による住民と自治体への負担押付けをしないこと。

三、二年連続の地方交付税総額削減、交付税特別会計の借入れ廃止、地方交付税変動制などの制度改善をやめ、交付税率の引上げなど国の財源保障を確立すること。

四、地方財源不足については国の責任で対処し、地方の借金で穴埋めしないこと。

五、学校建設などによつて公債費比率の高い自治体に対しては、政府資金による借換え措置をとること。

六、保育所運営費をはじめ超過負担を解消するため特別交付金を支出すること。

第二二三四号 昭和五十九年四月十一日受理  
地方自治の擁護、地方財政の拡充に関する請願  
請願者 大阪府寝屋川市池田一ノ五ノ九 泰一紀 外五千九百九十一名  
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二二三五号 昭和五十九年四月十一日受理  
地方自治の擁護、地方財政の拡充に関する請願  
請願者 大阪府吹田市片山町三ノ一三ノ三 黒田信子 外五千九百九十一名  
紹介議員 橋本 教君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。  
一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

(予備審査のための付託は三月二十三日)  
一、地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案

地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案  
地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律

(大麻取締法の一部改正)

第一条 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九條 大麻取扱者免許を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を都道府県に納めなければならない。

第十一条中「するときは、登録の変更又は免許証の再交付を」を削り、「手数料として千四百円」を「実費を勘案して政令で定める額の手数料」に改める。

(狂犬病予防法の一部改正)

第二条 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「頭につき一年二千円以内」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(家畜商法の一部改正)

第三条 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「千三百円を超えない範囲内で農林水産省令で定める」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(漁船法の一部改正)

第四条 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「次の表の上欄に」を「次に」に、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において省令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、「都道府県規則で定めると

ころにより」を削り、「省令で定める場合には」を「国又は地方公共団体については」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

一 第九条第一項の登録を申請する者

二 第十一条第三項の登録票の再交付を申請する者(災害その他これに準ずるやむを得ない事由により再交付を申請する者を除く)

三 第十一条の二の検認を申請する者

四 第十四条第一項の変更の登録を申請する者

五 前条の登録簿本の交付を請求する者

(水洗炭業に関する法律の一部改正)  
第五条 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第三条第一項の登録については二万四千円を超えない範囲内において、同条第三項の登録については一万三千円を超えない範囲内において、政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第六条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「申請をしようとする者は」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、「合計が百平方メートル以内の場合にあつては五千円、その他の場合にあつては三十六万円を超えない金額の範囲内において政令で定める額」を「合計に同じ、実費を勘案して政令で定める額」に改め、同条第七項中「申請をしようとする者は」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、「五千円を超えない金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

第八十七条の二第二項中「申請をしようとする者は」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、「五千円を超えない金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で

定める額」に改める。

(建築士法の一部改正)

第七条 建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項中「政令の定めるところにより一万円以内」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

第十六条第一項中「政令の定めるところにより」の下に「実費を勘案して政令で定めるところ」を加える。

第二十三条の二第二項中「政令の定めるところにより」を「実費を勘案して政令で定めるところ」に改める。

(宅地造成等規制法の一部改正)

第八条 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「十九万円を超えない金額の範囲内において政令で定める額」を「政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第九条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 道府県たばこ消費税(第七十四条―第七十四条の五)」を

「第四節 道府県たばこ消費税(第七十四條―第七十四條の五)」を

「第四節 市町村たばこ消費税(第四百六十六條―第四百八十五條)」を

「第四節 市町村たばこ消費税(第四百六十六條―第四百八十五條)」を

「第四節 市町村たばこ消費税(第四百六十六條―第四百八十五條)」を

「第四節 市町村たばこ消費税(第四百六十六條―第四百八十五條)」を

第四十九条中「一件につき四十万円」を「開発行為の目的及び開発区域の面積に応じ、実費を勘案して政令で定める額」に改める。

附則

この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

四月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。  
一、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

地方税法の一部改正

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

「第四節 道府県たばこ消費税(第七十四條―第七十四條の五)」を

「第四節 道府県たばこ消費税(第七十四條―第七十四條の五)」を

「第四節 市町村たばこ消費税(第四百六十六條―第四百八十五條)」を

「第四節 市町村たばこ消費税(第四百六十六條―第四百八十五條)」を

「第四節 市町村たばこ消費税(第四百六十六條―第四百八十五條)」を

「第四節 市町村たばこ消費税(第四百六十六條―第四百八十五條)」を

第十三条の二第二項中「すでに」を「既に」に改め、同項第三号中「あわせて」を「併せて」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 課税すべき売渡し又は消費その他の処分があつた道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税

第十三条の三の見出し中「木材引取税等」を「道府県たばこ消費税等」に改め、同条第一項を次のように改める。

地方団体の長は、道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ消費税が課される製造たばこ又は木材引取税若しくは軽油引取税が課される素材若しくは軽油が、強制換領手続により換領された場合において、当該製造たばこ、素材又は軽油につき道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ消費税、木材引取税又は軽油引取税の納税義務が成立するときは、その売却代金のうちから当該道府県たばこ消費税又は市町村たばこ消費税、木材引取税又は軽油引取税を徴収することができる。

第十三条の三第二項中「前項の規定により」の下に「道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ消費税」を加え、同条第四項中「特別徴収の方法によつて徴収する」を削り、「物件の引取等」を「売渡し又は引取りに係る物件等道府県たばこ消費税若しくは市町村たばこ消費税」に改める。

第十四条の四の見出し中「木材引取税等」を「道府県たばこ消費税等」に改め、同条中「引取等」を「売渡し又は引取り等」に、「先だつて」を「先立って」に改める。

第十六条の三第一項中「次の各号」を「次に」に、「特別徴収義務者第一号から第六号まで」に掲げる地方税については、申告納付又は普通徴収の方法により地方団体の徴収金を納付すべき者を含む。以下本条において同じ。」を「納税者又は特別徴収義務者」に改め、第八号を第十号とし、第三号から第七号までを二号ずつ繰り

下げ、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 市町村たばこ消費税

第十六条の三第一項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 道府県たばこ消費税

第十六条の三第四項から第六項までの規定及び第八項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第二十五条第一項第一号中、「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削る。

十 電気通信事業(放送事業を含む)

第七十二条の四第一項第二号中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削る。

第七十二条の二第二項第四号中、「環境衛生同業小組合並びに塩業組合」を「並びに環境衛生同業小組合」に改める。

第七十三条の四第一項第一号中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一 日本たばこ産業株式会社(直接塩専売法(昭和五十九年法律第 号)第三十八條第二項に規定する塩専売事業に係る業務の用に供する不動産で政令で定めるもの)

第二章第四節を次のように改める。

第四節 道府県たばこ消費税

第一款 通則

(用語の意義)

第七十四条 道府県たばこ消費税(以下この節において「たばこ消費税」という)について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ たばこ事業法(昭和五十九年法律第 号)第二条第三号に規定する製造たばこ(同法第三十八條第二項に規定する製造たばこ代用品を含む)をいう。

二 特定販売業者 たばこ事業法第十四條第

に改める。

一項に規定する特定販売業者をいう。

三 卸売販売業者 たばこ事業法第九条第一項に規定する卸売販売業者をいう。

四 小売販売業者 たばこ事業法第九条第六項に規定する小売販売業者をいう。

五 小売販売業者の営業所 たばこ事業法第二十二條第一項に規定する営業所をいう。

六 従価割 製造たばこの小売定価に相当する金額を課税標準として課するたばこ消費税をいう。

七 従量割 製造たばこの本数を課税標準として課するたばこ消費税をいう。

(たばこ消費税の納税義務者等)

第七十四條の二 たばこ消費税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という)が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く)において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所所在の道府県において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ消費税は、前項に規定する場合はほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という)に売渡しをして、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という)をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する道府県において、当該卸売販売業者等に課する。

3 前二項の場合において、たばこ消費税は、従価割額及び従量割額の合算額によつて課する。

4 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業

者に売り渡す場合には、当該卸売販売業者等は、自治省令で定めるところにより、当該小売販売業者からその小売販売業者の営業所ごとの当該売渡しに係る製造たばこの数量その他必要な事項を記載した書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

5 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡す場合には、当該売渡しをした卸売販売業者等は、自治省令で定めるところにより、当該小売販売業者である卸売販売業者等から当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第七十四條の三 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しをしたときに当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第四百八十二条に規定する他の給付又は同法第五百四十九条若しくは第五百五十三条に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しをしたときに当該製造たばこを当該引渡した者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法第十一条第一項若しくは第二十条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合に

おいては、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第一項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合には、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

(たばこ消費税の課税標準)

第七十四條の四 たばこ消費税の課税標準は、従価割にあつては第七十四條の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この条において「売渡し等」という)に

係る製造たばこの当該売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三條の規定により大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの小売定価をいう)に相当する金額とし、従量割にあつては売渡し等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の場合において、売渡し等の時における小売定価が定められていない製造たばこについては、たばこ消費税法(昭和五十九年法律第 号)第十条第二項の規定の例により算定した金額を前項の小売定価とする。

3 第一項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの一本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

区	分	重	量
一 喫煙用の製造たばこ	イ	パイプたばこ	一グラム
	ロ	葉巻たばこ	一グラム
	ハ	刻みたばこ	二グラム
二 かみ用の製造たばこ			二グラム
			二グラム
三	かぎ用の製造たばこ		二グラム

(たばこ消費税の税率)

第七十四條の五 たばこ消費税の税率は、従価割にあつては百分の八・一とし、従量割にあつては千本につき二百円とする。

(たばこ消費税の課税免除)

第七十四條の六 道府県は、卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこを売渡し又は消費等を

する場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ消費税を免除する。

一 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出入業者(他から購入した製造たばこの販売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行うものをいう)に対する

売渡し

二 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）又は航空機に船用品又は機用品（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品をいう。）として積み込むための製造たばこの売渡し  
三 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこの他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄  
四 既にたばこ消費税を課された製造たばこ（第七十四条の十四第一項又は第二項の規定による控除又は還付が行われた、又は行われるべき製造たばこを除く。）の売渡し又は消費等

2 前項の規定は、卸売販売業者等が、同項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書を提出すべき道府県知事に対し、自治省令で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が前項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を提出しない場合には、適用しない。

3 第一項第一号の規定によりたばこ消費税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者が卸売販売業者等とみなして、第七十四条の二の規定を適用する。

（たばこ消費税に係る徴税吏員の質問検査権）  
第七十四条の七 道府県の徴税吏員は、たばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者  
二 小売販売業者  
三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者（前号に掲げる者を除く。）  
四 前三号に掲げる者以外の者で当該たばこ消費税の賦課徴収に直接関係があると認められるもの  
2 前項の場合には、当該徴税吏員は、製造たばこについて、必要最少限度の分量を見本品として採取することができる。  
3 前項の規定により採取した見本品に関しては、第七十四条の二、第七十四条の三及び第七十四条の十の規定は、適用しない。  
4 第一項又は第二項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。  
5 たばこ消費税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七十四条の二十七第六項の定めるところによる。  
6 第一項又は第二項の規定による質問若しくは検査又は採取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
（たばこ消費税に係る検査拒否等に関する罪）  
第七十四条の八 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。  
一 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者  
二 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第二項の規定による

採取を拒み、妨げ、又は忌避した者  
三 前条第一項の帳簿書類で偽りの記載をしたものを提示した者  
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第二節 徴収  
（たばこ消費税の徴収の方法）  
第七十四条の九 たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。ただし、第七十四条の三第四項ただし書の規定によつて卸売販売業者等とみなされた者に対したばこ消費税を課する場合における徴収は、普通徴収の方法によるものとする。  
（たばこ消費税の申告納付の手続）  
第七十四条の十 前条の規定によつてたばこ消費税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、自治省令で定める様式によつて、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該道府県の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る第七十四条の二第一項の売渡し又は当該道府県の区域内に所在する卸売販売業者等の事務所又は事業所が直接管理する製造たばこに係る同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる小売定価に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た金額の合計額及び前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準額」という。）並びに当該課税標準額に対するたばこ消費税額、第七十四条の六第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつて

は同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ消費税額並びに第七十四条の十四第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ消費税額その他必要な事項を記載した申告書を当該道府県知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を当該道府県に納付しなければならない。この場合において、道府県知事に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、第七十四条の六第二項に規定する書類及び第七十四条の十四第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類並びに主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書にあつては前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類を添付しなければならない。  
2 卸売販売業者等は、前月の初日から末日までの間における当該卸売販売業者等の主たる事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付すべきたばこ消費税額及びその基礎となるべき課税標準額がない場合においても、自治省令で定めるところにより、前項の規定に準じて、申告書を当該道府県知事に提出しなければならない。

3 卸売販売業者等で、製造たばこの取扱数量が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件に該当するものとして、自治省令で定めるところにより、自治大臣が指定したものが、申告納税者である場合には、前二項の規定によつて次の表の上欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に應じ、同表の下欄に掲げる月にこれらの規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

第二部 地方行政委員会議録第九号 昭和五十九年四月二十六日【参議院】

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

4 自治大臣は、前項の規定による指定をした卸売販売業者等について同項に規定する要件に該当しなくなつたことその他たばこ消費税の保全上適当でない事情が生じたことと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

5 第七十四条の十四第一項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において第一項から第三項までの規定による申告書の提出を要しない者で、同条第一項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、自治省令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の道府県知事に提出することができる。この場合において、道府県知事に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(納期限の延長)  
第七十四条の十一 卸売販売業者等が前条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、同項の納期限内に納期限の延長についての申請書を当該申告書を提出すべき道府県知事に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書によつて納付すべきたばこ消費税額の全部又は一部に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを提供したときは、当該道府県知事は、

当該卸売販売業者等が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当するたばこ消費税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当するたばこ消費税の納期限を延長することができる。

2 第十六条第三項並びに第十六条の五第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の規定による担保について準用する。  
(たばこ消費税の期限後申告及び修正申告納付)  
第七十四条の十二 第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後においても、第七十四条の二十四項の規定による決定の通知があるまでは、第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告納付することができる。

2 第七十四条の十第一項から第三項まで、前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した申告納税者又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた申告納税者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、自治省令で定める様式による修正申告書を第七十四条の十第一項から第三項まで、前項又はこの項の規定によつて申告書提出した道府県知事又は第七十四条の二十第二項の規定により決定をした道府県知事に提出すると

もに、その修正により増加した税額を当該道府県に納付しなければならない。  
(たばこ消費税の普通徴収の手続)  
第七十四条の二三 第七十四条の九ただし書の規定によりたばこ消費税を普通徴収の方法によつて徴収する場合には、当該道府県の条例で定めるところにより、納期を定めて徴収するものとする。

2 前項の場合において、普通徴収の方法によつて徴収されるたばこ消費税を納付すべき納税者(以下この節において「納税者」という)に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。  
(製造たばこの返還があつた場合における控除等)  
第七十四条の十四 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に当該道府県知事に提出すべき第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書(これらの規定に規定する期限内に提出するものに限り)に係る課税標準額に対するたばこ消費税額(第七十四条の六第一項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ消費税額を控除した後の金額とする。次項において同じ)から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額(当該たばこ消費税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする)に相当する金額を控除する。

2 前項の規定する場合において、道府県知事は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準額に対するたばこ消費税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控

除してなお不足額があるとき、又は同項の規定による控除を受けるべき月において当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の道府県知事に申告すべき課税標準額に対するたばこ消費税額がないときは、それぞれ、第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付する。

3 道府県知事は、前項の規定により、たばこ消費税額に相当する金額を還付する場合において、還付を受ける申告納税者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当することができる。  
4 前二項の規定によつてたばこ消費税額に相当する金額を還付し、又は充当する場合に、申告納税者の当該還付に係る第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定による申告書の提出があつた日から起算して十日を経過した日を第七十四条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項(第一号から第三号までを除く)の規定を適用する。  
(たばこ消費税の脱税に関する罪)  
第七十四条の十五 偽りその他不正の行為によつてたばこ消費税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
2 偽りその他不正の行為によつて前条第二項の規定による還付を受けた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の還付を受けた金額が百万円を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができる。  
4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、この条の罰金刑を科する。

(営業の開廃等の報告)

第七十四条の十六 特定販売業者又は卸売販売業者は、営業を開始しようとするときは、その事務所又は事業所ごとに、自治省令で定めるところにより、その旨を当該事務所又は事業所所在地の道府県知事に報告しなければならない。特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

2 特定販売業者又は卸売販売業者は、前項の規定により報告した事項に異動を生じた場合には、自治省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を同項に規定する道府県知事に報告しなければならない。

(帳簿記載義務)

第七十四条の十七 卸売販売業者等又は小売販売業者は、帳簿を備え、政令で定めるところにより、製造たばこの製造、貯蔵又は販売に関する事実をこれに記載しなければならない。

(営業の開廃等に係る虚偽の報告等に関する罪)

第七十四条の十八 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七十四条の十六の規定による報告をせず、又は偽つた者

二 前条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。(市町村たばこ消費税に関する書類の供覧等)

第七十四条の十九 道府県知事が、たばこ消費税の賦課徴収について、市町村長に対し、市町村たばこ消費税の納税義務者が市町村長に提出した申告書若しくは修正申告書又は市町村長が当該納税義務者の市町村たばこ消費税に係る課税標準額若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、市町村長は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 第七十四条の十第一項から第三項までの規定による申告書の提出を受けた道府県知事は、自治省令で定めるところにより、これらの申告書及びこれらに添付された書類に記載された事項のうち卸売販売業者等に売り渡された製造たばこの数量その他必要な事項を関係道府県知事に通知するものとする。(たばこ消費税の更正又は決定)

第七十四条の二十 道府県知事は、第七十四条の十第一項から第三項まで若しくは第五項の規定による申告書(以下この節において「申告書」という。)又は第七十四条の十二第二項の規定による修正申告書(以下この節において「修正申告書」という。)の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額、税額又は還付金の額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 道府県知事は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 道府県知事は、第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額、税額又は還付金の額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつてこれを更正する。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを申告納税者に通知しなければならない。(たばこ消費税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第七十四条の二十一 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下この節において同じ。)があるときは、同条第四項の規定による通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に第七十四条の十第一項又は第三項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限の日までの期間の日に応じ、年十四・六パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間)については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、申告納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に納付するたばこ消費税の延滞金)

第七十四条の二十二 たばこ消費税の申告納税者は、第七十四条の十第一項又は第三項の納期限後にそのたばこ消費税を納付する場合には、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日に応じ、年十四・六パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額 当該税額に係る第七十四条の十第一項又は第三項の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

たばこ消費税の納税者は、第七十四条の十第三項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。)後にそのたばこ消費税を納付する場合には、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日に応じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間)については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 道府県知事は、申告納税者が第七十四条の十第一項若しくは第三項の納期限又は第七十四条の十三第一項の納期限までにたばこ消費税を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前二項の延滞金額を減免することができる。(たばこ消費税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七十四条の二十三 申告書の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第七十四条の二十第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額(以

下この項において「対象不足税額等」という。に百分の五の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等）が修正申告に係るたばこ消費税にその更正又は修正申告に係るたばこ消費税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該たばこ消費税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴取しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係るたばこ消費税額について第七十四条の二十第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 次の各号の一に該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不足加算金額を徴取しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七十四条の二十第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第七十四条の二十第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第七十四条の二十第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合

3 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係るたばこ消費税額について第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る前項の不足加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

4 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不足加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

（たばこ消費税の重加算金）

第七十四条の二十四 前条第一項の規定に該当する場合において、申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告によ

り増加した税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴取しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同項の不足加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴取しなければならない。

3 道府県知事は、前二項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第三項に規定する事由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴取しないものとする。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

第三款 督促及び滞納処分

（たばこ消費税に係る督促）

第七十四条の二十五 申告納税者又は納税者が納期限（第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合には、第七十四条の二十一第一項の納期限。以下この項及び第七十四条の二十七第三項において同じ。）までにたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、道府県知事は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（たばこ消費税に係る督促手数料）

第七十四条の二十六 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合に、当該道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

（たばこ消費税に係る滞納処分）

第七十四条の二十七 たばこ消費税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該たばこ消費税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係るたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までにたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換入手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係るたばこ消費税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八

十六條第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができ。

6 前各項に定めるもののほか、たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。  
(たばこ消費税に係る滞納処分に関する罪)  
第七十四條の二十八 たばこ消費税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠へし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 申告納税者又は納税者の財産を占有する第三者が申告納税者又は納税者に納納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。  
(国税徴収法の例によるたばこ消費税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)  
第七十四條の二十九 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七十四條の二十七第六項の場合において、国税徴収法第四十一條の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者  
二 第七十四條の二十七第六項の場合において、国税徴収法第四十一條の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。  
第四款 犯則取締り  
(たばこ消費税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)  
第七十四條の三十 たばこ消費税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九條ノ二及び第二十二條の規定を除く)を準用する。

第七十四條の三十一 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとす。この場合において、道府県知事は、たばこ消費税に関する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。  
第七十四條の三十二 第七十四條の三十の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においてもたばこ消費税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第七十四條の三十三 第七十四條の三十の場合において、たばこ消費税に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。  
第七十四條の三十四 第七十四條の三十の場合において、国税犯則取締法第十四條第一項の規定による通告処分によつて納付された金銭その他の物品は、当該道府県の収入とする。  
(国税犯則取締法を準用するたばこ消費税に係る犯則事件に関する検査拒否の罪)  
第七十四條の三十五 第七十四條の三十の場合において、第七十四條の三十三の規定によつて間接国税に関する犯則事件とされるたばこ消費税に関する犯則事件について、国税犯則取締法第一條第一項の収税官吏の職務を行う第七十四條の三十の道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。  
第二百九十六條第一項第一号中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削る。  
第三百四十八條第二項第二号中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削り、同条第四項中「塩業組合」を削る。  
第三百四十九條の三に次の一項を加える。  
31 日本たばこ産業株式会社所有し、かつ、直接塩専売法第三十八條第二項に規定する塩専売事業に係る業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二條の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。  
第三章第四節を次のように改める。  
第四節 市町村たばこ消費税  
第一款 通則  
(用語の意義)

第四百六十四條 市町村たばこ消費税(以下この節において「たばこ消費税」という)については、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
一 製造たばこ たばこ事業法第二條第三号に規定する製造たばこ(同法第三十八條第二項に規定する製造たばこ代用品を含む)をいう。  
二 特定販売業者 たばこ事業法第十四條第一項に規定する特定販売業者をいう。  
三 卸売販売業者 たばこ事業法第九條第一項に規定する卸売販売業者をいう。  
四 小売販売業者 たばこ事業法第九條第六項に規定する小売販売業者をいう。  
五 小売販売業者の営業所 たばこ事業法第二十二條第一項に規定する営業所をいう。  
六 従価割 製造たばこの小売定価に相当する金額を課税標準として課するたばこ消費税をいう。  
七 従量割 製造たばこの本数を課税標準として課するたばこ消費税をいう。  
(たばこ消費税の納税義務者等)  
第四百六十五條 たばこ消費税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という)が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く)において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所所在の市町村において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ消費税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という)に売渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という)をする場合において

第一節 市町村たばこ消費税  
第一款 通則  
(用語の意義)

第一節 市町村たばこ消費税  
第一款 通則  
(用語の意義)

ては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する市町村において、当該卸売販売業者等に課する。

3 前二項の場合において、たばこ消費税は、従価割額及び従量割額の合算額によつて課する。

4 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合には、当該卸売販売業者等は、自治省令で定めるところにより、当該小売販売業者からその小売販売業者の営業所ごとの当該売渡しに係る製造たばこの数量その他必要な事項を記載した書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

5 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡す場合には、当該売渡しをした卸売販売業者等は、自治省令で定めるところにより、当該小売販売業者である卸売販売業者等から当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第四百六十六条 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しした時に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第四百八十二条に規定する他の給付又は同法第五百四十九条若しくは第五百五十三条に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項に規定する交換に係る財

産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法第十一条第一項若しくは第二十条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第二項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合には、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

(たばこ消費税の課税標準)

第四百六十七条 たばこ消費税の課税標準は、従価割にあつては第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの当該売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三条の規定により大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの小売定価をいう。)に相当する金額とし、従量割にあつては売渡し等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の場合において、売渡し等の時における小売定価が定められていない製造たばこについては、たばこ消費税法第十条第二項の規

定の例により算定した金額を前項の小売定価とする。

3 第一項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該下欄に

区	分	重	量
一 喫煙用の製造たばこ	イ	パイプたばこ	一グラム
	ロ	葉巻たばこ	一グラム
	ハ	刻みたばこ	二グラム
	ニ	かみ用の製造たばこ	二グラム
三	かぎ用の製造たばこ	二グラム	

(たばこ消費税の税率)

第四百六十八条 たばこ消費税の税率は、従価割にあつては百分の十四・三とし、従量割にあつては千本につき三百五十円とする。

(たばこ消費税の課税免除)

第四百六十九条 市町村は、卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ消費税を免除する。

一 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者(他から購入した製造たばこの販売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行うものをいう。)に対する売渡し

二 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶(これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。)又は航空機に船用品又は機用品(関税法第二条第一項第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品をいう。)として積み込むための製造たばこの売渡し

定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの一本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

三 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄

四 既にたばこ消費税を課された製造たばこ(第四百七十七条第一項又は第二項の規定による控除又は還付が行われた、又は行われるべき製造たばこを除く。)の売渡し又は消費等

2 前項の規定は、卸売販売業者等が、同項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書を提出すべき市町村長に対し、自治省令で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が前項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を提出しない場合には、適用しない。

3 第一項第一号の規定によりたばこ消費税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸

販売業者等とみなして、第四百六十五条の規定を適用する。

(たばこ消費税に係る徴税吏員の質問検査権)  
第四百七十条 市町村の徴税吏員は、たばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者  
二 小売販売業者  
三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者(前号に掲げる者を除く。)

四 前三号に掲げる者以外の者で当該たばこ消費税の賦課徴収に直接関係があると認められるもの  
2 前項の場合には、当該徴税吏員は、製造たばこについて、必要最少限度の分量を見本品として採取することができる。  
3 前項の規定により採取した見本品に関しては、第四百六十五条、第四百六十六条及び第四百七十三条の規定は、適用しない。  
4 第一項又は第二項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

5 たばこ消費税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第四百八十五条の三第六項の定めるところによる。  
6 第一項又は第二項の規定による質問若しくは検査又は採取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(たばこ消費税に係る検査拒否等に関する罪)  
第四百七十一条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者  
二 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者  
三 前条第一項の帳簿書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。  
第二款 徴収  
(たばこ消費税の徴収の方法)  
第四百七十二條 たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。ただし、第四百六十六条第四項ただし書の規定によつて卸売販売業者等とみなされた者に対しはたばこ消費税を課する場合における徴収は、普通徴収の方法によるものとする。

(たばこ消費税の申告納付の手續)  
第四百七十三條 前条の規定によつてたばこ消費税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という)は、自治省令で定める様式によつて、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該市町村の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る第四百六十五条第一項の売渡し又は当該市町村の区域内に所在する卸売販売業者等の事務所又は事業所が直接管理する製造たばこに係る同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この項において「売渡し等」という)に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる小売定価に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た金額の合計額及び前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準額」という)並びに当該課税標準額に対するたばこ消費税額、第四百六十九条第一項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ消費税額並びに第四百七十七条第一項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ消費税額その他必要な事項を記載した申告書を当該市町村長に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を当該市町村に納付しなければならない。この場合において、市町村長に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、第四百六十九条第二項に規定する書類及び第四百七十七条第

準額」という)並びに当該課税標準額に対するたばこ消費税額、第四百六十九条第一項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ消費税額並びに第四百七十七条第一項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ消費税額その他必要な事項を記載した申告書を当該市町村長に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を当該市町村に納付しなければならない。この場合において、市町村長に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、第四百六十九条第二項に規定する書類及び第四百七十七条第

一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。  
2 卸売販売業者等で、製造たばこの取扱数量が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件に該当するものとして、自治省令で定めるところにより、自治大臣が指定したものが、申告納税者である場合には、前項の規定によつて次の表の上欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

3 自治大臣は、前項の規定による指定をした卸売販売業者等について同項に規定する要件に該当しなくなつたことその他たばこ消費税の保全上適當でない事情が生じたことと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。  
4 第四百七十七条第一項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において第一項又は第二項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第一項の規定による控除を受けようとするものは、自治省令で定めるところにより、当該申告書によつて納付すべきたばこ消費税額の全部又は一部に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを提供したときは、当該市町村長は、当該卸売販売業者等が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事

合において、市町村長に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。  
(納期限の延長)  
第四百七十四條 卸売販売業者等が前条第一項の規定による申告書とその提出期限内に提出した場合において、同項の納期限内に納期限の延長についての申請書を当該申告書を提出すべき市町村長に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書によつて納付すべきたばこ消費税額の全部又は一部に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを提供したときは、当該市町村長は、当該卸売販売業者等が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事

由により当該担保の額に相当するたばこ消費税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当するたばこ消費税の納期限を延長することができる。

2 第十六条第三項並びに第十六条の五第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(たばこ消費税の期限後申告及び修正申告納付)

第四百七十五条 第四百七十三条第一項又は第二項の規定によつて申告書を提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後においても、第四百八十条第四項の規定による決定の通知があるまでは、第四百七十三条第一項又は第二項の規定によつて申告納付することができる。

2 第四百七十三条第一項若しくは第二項、前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した申告納税者又は第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた申告納税者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、自治省令で定める様式による修正申告書を第四百七十三条第一項若しくは第二項、前項又はこの項の規定によつて申告書を提出した市町村長又は第四百八十条第二項の規定により決定をした市町村長に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該市町村に納付しなければならない。

(たばこ消費税の普通徴収の手続)

第四百七十六条 第四百七十二條ただし書の規定によりたばこ消費税を普通徴収の方法によつて徴収する場合には、当該市町村の条例で定めるところにより、納期を定めて徴収するものとする。

2 前項の場合において、普通徴収の方法によ

つて徴収されるたばこ消費税を納付すべき納税者(以下この節において「納税者」という。)に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならぬ。

(製造たばこの返還があつた場合における控除等)

第四百七十七条 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に当該市町村長に提出すべき第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書(これらに規定する期限内に提出するものに限る。)に係る課税標準額に対するたばこ消費税額(第四百六十九条第一項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ消費税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。)から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額(当該たばこ消費税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 前項に規定する場合において、市町村長は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準額に対するたばこ消費税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき、又は同項の規定による控除を受けるべき月において当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の市町村長に申告すべき課税標準額に対するたばこ消費税額がないときは、それぞれ、第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付する。

3 市町村長は、前項の規定により、たばこ消費税額に相当する金額を還付する場合において、還付を受ける申告納税者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当することができる。

4 前二項の規定によつてたばこ消費税額に相当する金額を還付し、又は充当する場合には、申告納税者の当該還付に係る第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定による申告書の提出があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項(第一号から第三号までを除く。)の規定を適用する。

(たばこ消費税の脱税に関する罪)

第四百七十八条 偽りその他不正の行為によつてたばこ消費税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて前条第二項の規定による還付を受けた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の還付を受けた金額が百万円を超える場合には、状況により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、この条の罰金を科する。

(道府県たばこ消費税に関する書類の供覧等)

第四百七十九条 市町村長が、たばこ消費税の賦課徴収について、道府県知事に対し、道府県たばこ消費税の納税義務者が道府県知事に提出した申告書若しくは修正申告書、第七十

四条の十六の規定により卸売販売業者等が道府県知事に対してした報告に係る書類又は道府県知事が当該納税義務者の道府県たばこ消費税に係る課税標準額若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、道府県知事は、関係書類を市町村長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(たばこ消費税の更正又は決定)

第四百八十条 市町村長は、第四百七十三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による申告書(以下この節において「申告書」という。)又は第四百七十五条第二項の規定による修正申告書(以下この節において「修正申告書」という。)の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額、税額又は還付金の額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 市町村長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 市町村長は、第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額、税額又は還付金の額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつてこれを更正する。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを申告納税者に通知しなければならない。

(たばこ消費税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第四百八十一条 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下この節において同じ。)があるときは、同条第四項の規定による通知をした日から一月を

経過する日を納期限として、これを徴収しなければならぬ。

2 前項の場合には、その不足税額に第四百七十三条第一項又は第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の回数に同じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、申告納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

（納期限後に納付するたばこ消費税の延滞金）  
第四百八十二条 たばこ消費税の申告納税者は、第四百七十三条第一項又は第二項の納期限後にそのたばこ消費税を納付する場合には、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の回数に同じ、年十四・六パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に同じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額 当該税額に係る第四百七十三条第一項又は第二項の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

2 たばこ消費税の納税者は、第四百七十六條

第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。）後にそのたばこ消費税を納付する場合には、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の回数に同じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 市町村長は、申告納税者又は納税者が第四百七十三条第一項若しくは第二項の納期限又は第四百七十六條第一項の納期限までにたばこ消費税を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前二項の延滞金額を減免することができる。

（たばこ消費税の過少申告加算金及び不申告加算金）  
第四百八十三条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第四百八十条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の五の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係るたばこ消費税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由

がある）と認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該たばこ消費税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係るたばこ消費税額について第四百八十条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 次の各号の一に該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

1 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第四百八十条第二項の規定による決定があつた場合

2 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第四百八十条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

3 第四百八十条第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は第四百八十条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

あつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合

3 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係るたばこ消費税額について第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

4 市町村長は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

（たばこ消費税の重加算金）  
第四百八十四条 前条第一項の規定に該当する場合において、申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、かつ、その隠べし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、かつ、その隠べし、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出

したときは、市町村長は、同項の不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第三項に規定する事由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しないものとする。

4 市町村長は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合に、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

第三款 督促及び滞納処分

(たばこ消費税に係る督促)  
第四百八十五条 申告納税者又は納税者が納期限(第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合には、第四百八十一条第一項の納期限。以下この項及び第四百八十五条の第三項において同じ。)までにたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発生しなければならぬ。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(たばこ消費税に係る督促手続料)

第四百八十五条の二 市町村の徴税吏員は、督促状を発生した場合には、当該市町村の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(たばこ消費税に係る滞納処分)

第四百八十五条の三 たばこ消費税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村

の徴税吏員は、当該たばこ消費税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえないければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発生した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係るたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までにたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第三号の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係るたばこ消費税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしななければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差し押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の

区域外においても行うことができる。  
(たばこ消費税に係る滞納処分に関する罪)  
第四百八十五条の四 たばこ消費税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 申告納税者又は納税者の財産を占有する第三者が申告納税者又は納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金を科する。  
(国税徴収法の例によるたばこ消費税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)  
第四百八十五条の五 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四百八十五条の三第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者  
二 第四百八十五条の三第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。  
第四款 犯則取締り  
(たばこ消費税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)  
第四百八十五条の六 たばこ消費税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く。)を準用する。

第四百八十五条の七 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市(以下この条及び次条において「指定都市」という。)の長が、税務署長の職務は市町村長又は指定都市の区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は指定都市の長がその職務を定めて指定する指定都市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員がそれぞれ行うものとする。

この場合において、指定都市の長は、たばこ消費税に関する犯則事件が指定都市の区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第四百八十五条の八 第四百八十五条の六の場合において、国税犯則取締法第十一条及び第十二條の規定は、指定都市のたばこ消費税に関する犯則事件の調査についてのみ、かつ、当該指定都市の区域内に関する限り、これを準用する。

第四百八十五条の九 第四百八十五条の六の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する市町村の区域外においてもたばこ消費税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第四百八十五条の十 第四百八十五条の六の場合において、たばこ消費税に関する犯則事件

は、間接国税に関する犯則事件とする。  
第四百八十五条の十一 第四百八十五条の六の場合において、国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分によつて納付された金銭その他の物品は、当該市町村の収入とする。

(国税犯則取締法を準用するたばこ消費税に係る犯則事件に関する検査拒否の罪)  
第四百八十五条の十二 第四百八十五条の六の場合において、第四百八十五条の十の規定によつて間接国税に関する犯則事件とされるたばこ消費税に関する犯則事件について、国税犯則取締法第一条第一項の収税官吏の職務を行ふ第四百八十五条の六の市町村の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。  
第四百八十九条第一項第十二号を次のように改める。

十二 電気製塩(塩専売法第五条第一項の指定を受けた者の製造するものに限る。)  
第五百八十六條第二項第二十七号の三の次に次の一号を加える。

二十七の四 日本たばこ産業株式会社が直接塩専売法第三十八條第一項に規定する塩専売事業に係る業務の用に供する土地で政令で定めるもの  
第七百一条の三十四第三項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 日本たばこ産業株式会社が直接塩専売法第三十八條第二項に規定する塩専売事業に係る業務の用に供する施設で政令で定めるもの  
第七百一条の三十四第三項第二十八号を次のように改める。

二十八 専ら公衆の利用を目的として電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第六條第二項に規定する第一種電気通信事業を営む者で政令で定めるものが当該第一種電気通信事業の用に供する施設で政令で定めるもの  
第七百二条第二項中「又は第十七項を」第七百七項又は第三十一項に改める。  
第七百四條第一項中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削る。  
第七百三十六條第五項中「第四百六十七條を」第四百七十一條から第四百七十七條まで「に」あわせて行なうを併せて行なうに改める。  
附則第十五條に次の一項を加える。  
28 日本電信電話株式会社が所有する日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第 号)附則第三條第八項の規定により日本電信電話公社が行う出資に係る償却資産のうち、電気通信機械施設及び電気通信線路施設に属する基幹的な設備として政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。  
附則第三十二條の三第三項中「次條第一項の下に」及び「第一項」を加え、同條第四項中「次條第一項」を「次條第二項」に改める。  
附則第三十二條の三の二第二項中「前項を」前二項に、「同項を」これらに改め、同項を同條第三項とし、同條第一項を同條第二項とし、同條第三項として次の一項を加える。

日本たばこ産業株式会社が直接たばこ事業法第二條第二号に規定する葉たばこの貯蔵の用に供する施設(当該葉たばこを熟成させるためのものに限る)に係る事業所等において行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床

面積の算定については、昭和六十四年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税)に関する部分に限る)の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)  
この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)  
第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。  
第一条第一号を削り、同條第三号を同條第二号とし、同條第四号を同條第三号とし、同條第五号を同條第四号とし、同條第六号中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、「日本専売公社」については日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三條の八第一項の財産目録に、日本国有鉄道については「及び」、日本電信電話公社については「日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第五十八條第一項の財産目録に」を削り、同号を同條第五号とする。

第二条第二項中「公社は」を「日本国有鉄道は」に、「公社有資産所在市町村納付金」を「日本国有鉄道有資産所在市町村納付金」に改め、同條第五項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。  
第三条第四項及び第四條第五項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。  
第五条第一項中「公社は」を「日本国有鉄道は」に、「一の公社が所有する償却資産」を「日本国有鉄道が所有する償却資産」に、「公社が所有する償却資産で鉄道又は電気通信の用に供するものうち」を「日本国有鉄道が所有する鉄道の用に供する償却資産で」に、「当該一の公社」を「日本国有鉄道」に、「当該大規模の償却資産を所有する公社」を「日本国有鉄道」に、「公社」を「日本国有鉄道」に改め、「当該公社」を「日本国有鉄道」に改め、同條第一項中「一の公社」を「日本国有鉄道」に改め、「若しくは電気通信」を削り、同條第二項中「一の公社」を「日本国有鉄道」に改め、同條第四項中「よつて公社」を「よつて日本国有鉄道」に、「配分した当該公社が所有する」を「配分した」に、「において当該公社」を削り、「日本国有鉄道」に改める。  
第十二條の見出し中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、同條第一項中「公社が」を「日本国有鉄道が」に、「当該固定資産を所有する公社」を「日本国有鉄道が」に、「当該一の公社」を「日本国有鉄道」に改め、同條第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、同條第四項中「当該固定資産を所有する公社及び当該固定資産」を「日本国有鉄道及び当該決定に係る固定資産」に改める。  
第十三條第二項中「公社が」を「日本国有鉄道が」に、「当該公社」を「日本国有鉄道」に改める。  
第十四條第二項及び第十五條第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。  
第十六條第二項中「公社は」を「日本国有鉄道は」に、「こゝを」を「超える」に、「公社有資産所在都道府県納付金」を「日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金」に改め、同條第四項中「当該償却資産を所有する公社」を「日本国有鉄道」に改める。  
第十七條第一項中「公社」を「日本国有鉄道」

面積の算定については、昭和六十四年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税)に関する部分に限る)の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)  
この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

面積の算定については、昭和六十四年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税)に関する部分に限る)の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)  
この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)  
第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。  
第一条第一号を削り、同條第三号を同條第二号とし、同條第四号を同條第三号とし、同條第五号を同條第四号とし、同條第六号中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、「日本専売公社」については日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三條の八第一項の財産目録に、日本国有鉄道については「及び」、日本電信電話公社については「日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第五十八條第一項の財産目録に」を削り、同号を同條第五号とする。

第二条第二項中「公社は」を「日本国有鉄道は」に、「公社有資産所在市町村納付金」を「日本国有鉄道有資産所在市町村納付金」に改め、同條第五項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。  
第三条第四項及び第四條第五項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。  
第五条第一項中「公社は」を「日本国有鉄道は」に、「一の公社が所有する償却資産」を「日本国有鉄道が所有する償却資産」に、「公社が所有する償却資産で鉄道又は電気通信の用に供するものうち」を「日本国有鉄道が所有する鉄道の用に供する償却資産で」に、「当該一の公社」を「日本国有鉄道」に、「当該大規模の償却資産を所有する公社」を「日本国有鉄道」に、「公社」を「日本国有鉄道」に改め、「当該公社」を「日本国有鉄道」に改め、同條第一項中「一の公社」を「日本国有鉄道」に改め、「若しくは電気通信」を削り、同條第二項中「一の公社」を「日本国有鉄道」に改め、同條第四項中「よつて公社」を「よつて日本国有鉄道」に、「配分した当該公社が所有する」を「配分した」に、「において当該公社」を削り、「日本国有鉄道」に改める。  
第十二條の見出し中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、同條第一項中「公社が」を「日本国有鉄道が」に、「当該固定資産を所有する公社」を「日本国有鉄道が」に、「当該一の公社」を「日本国有鉄道」に改め、同條第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、同條第四項中「当該固定資産を所有する公社及び当該固定資産」を「日本国有鉄道及び当該決定に係る固定資産」に改める。  
第十三條第二項中「公社が」を「日本国有鉄道が」に、「当該公社」を「日本国有鉄道」に改める。  
第十四條第二項及び第十五條第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。  
第十六條第二項中「公社は」を「日本国有鉄道は」に、「こゝを」を「超える」に、「公社有資産所在都道府県納付金」を「日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金」に改め、同條第四項中「当該償却資産を所有する公社」を「日本国有鉄道」に改める。  
第十七條第一項中「公社」を「日本国有鉄道」

面積の算定については、昭和六十四年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税)に関する部分に限る)の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)  
この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

面積の算定については、昭和六十四年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税)に関する部分に限る)の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)  
この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)  
第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。  
第一条第一号を削り、同條第三号を同條第二号とし、同條第四号を同條第三号とし、同條第五号を同條第四号とし、同條第六号中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、「日本専売公社」については日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三條の八第一項の財産目録に、日本国有鉄道については「及び」、日本電信電話公社については「日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第五十八條第一項の財産目録に」を削り、同号を同條第五号とする。

第二条第二項中「公社は」を「日本国有鉄道は」に、「公社有資産所在市町村納付金」を「日本国有鉄道有資産所在市町村納付金」に改め、同條第五項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。  
第三条第四項及び第四條第五項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。  
第五条第一項中「公社は」を「日本国有鉄道は」に、「一の公社が所有する償却資産」を「日本国有鉄道が所有する償却資産」に、「公社が所有する償却資産で鉄道又は電気通信の用に供するものうち」を「日本国有鉄道が所有する鉄道の用に供する償却資産で」に、「当該一の公社」を「日本国有鉄道」に、「当該大規模の償却資産を所有する公社」を「日本国有鉄道」に、「公社」を「日本国有鉄道」に改め、「当該公社」を「日本国有鉄道」に改め、同條第一項中「一の公社」を「日本国有鉄道」に改め、「若しくは電気通信」を削り、同條第二項中「一の公社」を「日本国有鉄道」に改め、同條第四項中「よつて公社」を「よつて日本国有鉄道」に、「配分した当該公社が所有する」を「配分した」に、「において当該公社」を削り、「日本国有鉄道」に改める。  
第十二條の見出し中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、同條第一項中「公社が」を「日本国有鉄道が」に、「当該固定資産を所有する公社」を「日本国有鉄道が」に、「当該一の公社」を「日本国有鉄道」に改め、同條第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、同條第四項中「当該固定資産を所有する公社及び当該固定資産」を「日本国有鉄道及び当該決定に係る固定資産」に改める。  
第十三條第二項中「公社が」を「日本国有鉄道が」に、「当該公社」を「日本国有鉄道」に改める。  
第十四條第二項及び第十五條第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。  
第十六條第二項中「公社は」を「日本国有鉄道は」に、「こゝを」を「超える」に、「公社有資産所在都道府県納付金」を「日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金」に改め、同條第四項中「当該償却資産を所有する公社」を「日本国有鉄道」に改める。  
第十七條第一項中「公社」を「日本国有鉄道」

面積の算定については、昭和六十四年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税)に関する部分に限る)の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)  
この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

に、「第六条若しくは」を「第六条の規定による台帳価格等の通知」に、「第十一条の規定による固定資産の価格を」第十一条の規定による固定資産の価格等に改める。

第二十条第一項及び第二十一条中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

附則

（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（事業税に関する経過措置）  
第一条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十二条第五項第十号の規定は、昭和六十年以後の年の年中における事業の所得に対して課すべき個人の事業税から適用し、昭和五十九年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する塩業組合が行う事業に対して課する法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）  
第三条 新法第七十三条の四第一項の規定は、昭和六十年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（道府県たばこ消費税に関する経過措置）  
第四条 別段の定めがあるものを除き、新法第二章第四節の規定は、施行日以後に行われた新法第七十四条の四第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ消費税について適用し、施行日前に日本専売公社が売り渡した製造たばこに対して課する道府県たばこ消費税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる道府県たばこ消費税に係る税額で日本た

ばこ産業株式会社（昭和五十九年法律第九号附則第十二条第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるもの）については、日本たばこ産業株式会社が第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第二章第四節の規定の例により申告納付するものとする。

3 施行日前に日本専売公社が輸出のため売り渡した製造たばこその他の製造たばこで政令で定めるものが、施行日において新法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等以外の者により所持されている場合には、当該製造たばこについては、当該製造たばこを所持する者を同項に規定する卸売販売業者等とみなす。

4 日本たばこ産業株式会社が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、たばこ事業法（昭和五十九年法律第九号附則第十條第一項の規定により小売販売業者とみなされた者（以下この項及び附則第六條第四項において「継続小売販売業者」という。）が施行日に所持する製造たばこにつき、施行日以後に返還を受けた場合には、当該製造たばこの返還は、日本たばこ産業株式会社が施行日に当該継続小売販売業者が売り渡した製造たばこの返還とみなして、新法第七十四条の十四の規定を適用する。この場合において、当該製造たばこにつき同条第一項に規定する納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額は、日本専売公社が当該製造たばこにつき、旧法第七十四条の四第二項の規定により納付した、又は納付すべきであったたばこ消費税額に相当する金額とするものとする。

（固定資産税に関する経過措置）  
第五条 新法第三百四十八條第二項第二号の規定は、昭和六十一年度以後の年度分までの固定資産税について適用し、昭和六十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 旧法第三百四十八條第四項に規定する塩業組合（この法律の施行の際現に存するものに限り、か、使用事務所及び倉庫

に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。  
3 新法第三百四十九條の三第三十一項及び新法附則第十五條第二十八項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（市町村たばこ消費税に関する経過措置）  
第六条 別段の定めがあるものを除き、新法第三章第四節の規定は、施行日以後に行われた新法第四百六十七條第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ消費税について適用し、施行日前に日本専売公社が売り渡した製造たばこに対して課する市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる市町村たばこ消費税に係る税額で日本たばこ産業株式会社（昭和五十九年法律第九号附則第十二條第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるもの）については、日本たばこ産業株式会社が旧法第三章第四節の規定の例により申告納付するものとする。

3 施行日前に日本専売公社が輸出のため売り渡した製造たばこその他の製造たばこで政令で定めるものが、施行日において新法第四百六十五條第一項に規定する卸売販売業者等以外の者により所持されている場合には、当該製造たばこについては、当該製造たばこを所持する者を同項に規定する卸売販売業者等とみなす。

4 日本たばこ産業株式会社が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、継続小売販売業者が施行日に所持する製造たばこにつき、施行日以後に返還を受けた場合には、当該製造たばこの返還は、日本たばこ産業株式会社が施行日に当該継続小売販売業者が売り渡した製造たばこの返還とみなして、新法第四百六十七條の規定を適用する。この場合において、当該製造たばこにつき同条第一項に規定する納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額は、日

本専売公社が当該製造たばこにつき、旧法第四百六十七條第二項の規定により納付した、又は納付すべきであったたばこ消費税額に相当する金額とするものとする。

（特別土地保有税に関する経過措置）  
第七条 新法第五百八十六條第二項第二十七号の四の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、昭和六十一年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

2 新法第五百八十六條第二項第二十七号の四の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用する。

（事業所税に関する経過措置）  
第八条 新法第七百一条の三十四第三項（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税（以下この項において「事業に係る事業所税」という。）に関する部分に限る。）及び新法附則第三十二條の三の二第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法第七百一条の三十四第三項（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この項において「新増設に係る事業所税」という。）に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業用家屋（以下この項において「事業用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第九条 新法第七百二条第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の都市計画税について適用し、昭和六十年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、第一条の規定の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の日本国有鉄道有資産所在市町村納付金及び日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金について適用し、昭和六十年度分までの公社有資産所在市町村納付金及び公社有資産所在都道府県納付金(以下この条において「市町村納付金等」という。)については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる昭和六十年度分までの市町村納付金等で日本たばこ産業株式会社(以下「日本たばこ産業株式会社」)が日本たばこ産業株式會社法附則第十二条第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律(以下この条において「旧交納付金法」という。)の規定の例により、日本たばこ産業株式會社が納付する。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる昭和六十年度分までの市町村納付金等で日本電信電話株式會社(以下「日本電信電話株式會社」という。)が日本電信電話株式會社(昭和五十九年法律第 号)附則第四条第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、旧交納付金法の規定の例により、日本電信電話株式會社が納付する。

4 前二項の場合における旧交納付金法第十一条第一項に規定する価格等の修正、既に納付され

た市町村納付金等の額と当該価格等の修正に基づき納付すべき市町村納付金等の額との調整その他第二条の規定の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方財政法の一部改正)

第十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「こえる」を「超える」に、「公社有資産所在市町村納付金、公社有資産所在都道府県納付金」を「日本国有鉄道有資産所在市町村納付金、日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金」に、「あらたに」を「新たに」に、「うめる」を「埋める」に、「行なう」を「行う」に改める。

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 前条の規定による改正後の地方財政法第四条の三第一項の規定は、昭和六十一年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、昭和六十年度までにおける同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律の一部改正)

第十四条 国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第五号中「公社有資産所在市町村納付金若しくは公社有資産所在都道府県納付金」を「日本国有鉄道有資産所在市町村納付金若しくは日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第十五条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「及び特別徴収義務者」を「申告納付の方法により徴収する道府県たばこ消費税(都たばこ消費税を含む)及び市町村たばこ消費税(特別区たばこ消費税を含む)並びに特別徴収義務者」に改める。

昭和五十九年五月十六日印刷

昭和五十九年五月十七日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局